

障害者福祉システム等標準化検討会
ベンダ分科会（第1回）
令和4年11月2日 【資料4】

障害者福祉システム等標準化検討会 第1回ベンダ分科会

連携要件（機能別連携仕様）について

令和4年11月2日
事務局提出資料

連携要件の標準及び適合確認の内容の確認

- データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】における連携要件は、以下のとおり定められている。はじめに、根本的な要件を確認したい。

第3章 連携要件の標準について

3.1 連携要件の標準について

連携要件の標準は、(a)機能別連携仕様、(b)独自施策システム等連携仕様、及び(c)連携技術仕様で構成される。

各標準準拠システムは、(a)機能別連携仕様及び(b)独自施策システム等連携仕様が規定するデータ連携の要件を実現するため、(c)連携技術仕様に規定された仕様に沿ったデータ連携機能を実装する必要がある。

ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合(※)においては、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、(c)連携技術仕様に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。

※ 「1つのパッケージとして一体的に提供する場合」とは、例えば、いわゆるオールインワンパッケージのように、自社の製品と他事業者の製品を組み合わせ自社の1つのパッケージ製品として提供する場合をいう。

なお、当該パッケージとして一体的に提供される標準準拠システムと、パッケージとして提供されていない標準準拠システムとの間の連携については、(a)機能別連携仕様が規定するデータ連携の要件を実現するため、(c)連携技術仕様に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要があるため、留意する。

また、複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムに段階的に移行する場合においては、各団体における移行方法を踏まえ、円滑な移行を進める上で合理的に説明し得る範囲及び期間内で、必ずしも、連携要件の標準に適合する必要はない。

(確認観点)

「1つのパッケージとして一体的に提供する場合」は、「(c)連携技術仕様に定めるとおり実装する必要は無い」との記載がある。

3.4 連携技術仕様

機能別連携仕様が規定するデータ連携は、「ファイル連携」のカラムに「○」がない連携については「RESTによる公開用API連携」とし、「ファイル連携」のカラムに「○」がある連携については、「ファイル連携」とする。

(1) RESTによる公開用API連携

提供側の標準準拠システムは、提供する全ての機能別連携仕様(Output)に規定するデータ又は独自施策システム等連携仕様に規定するデータを、公開用APIによって公開する。

照会側の標準準拠システムは、当該標準準拠システムにおける機能別連携仕様(Input)に応じた、照会先の標準準拠システムの公開用APIを呼び出し、データを取り込む。

(2) ファイル連携

提供側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに、提供するデータを保存したファイルを格納する。

照会側の標準準拠システムは、別に指定するフォルダに照会するデータを取りに行く。

なお、(1)及び(2)に関する詳細な技術仕様については、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】」に別途提示する。

4.1.3 連携要件の適合確認

機能別連携仕様に規定する対象データのうち、対象システムが他の標準準拠システムへ提供(Output)するデータ項目について、適合確認ツールから対象システムへ、機能別連携仕様が規定する「連携ID」単位で「RESTによる公開用API連携」で連携し、対象システムから適合確認ツールに、データを提供(Output)できることを確認する。

(確認1) 「1つのパッケージとして一体的に提供する場合」において、適合確認は何の規定で行うのか？

(確認2) 適合確認は「API連携」のみ規定されているが、「ファイル連携」の適合確認は不要と考えてよいのか？

機能別連携仕様の望ましい仕様の確認 (Input)

○ データ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論「機能別連携仕様(障害者福祉)_Input」の連携IDは、24件存在している。令和7年度までの移行を見据え、ベンダが実装する上で望ましい仕様について確認したい。

連携ID	連携機能名Lv1	機能説明	必須/任意	対象データ	連携方法	
				データ集合名	リアル連携	ファイル連携
022101	申請データの照会に伴う申請管理機能への情報照会のための連携インターフェース	①障害者支援システムが、②申請管理機能に、③申請データを、④照会する	必須	申請データ		○
022102	住登外者宛名番号の付番に伴う住登外者宛名番号管理機能への情報照会のための連携インターフェース	①障害者支援システムが、②住登外者宛名管理機能に、③住登外者宛名番号を、④照会する	必須	住登外者宛名基本情報		○
022103	団体内統合宛名番号の付番に伴う団体内統合宛名機能への情報照会のための連携インターフェース	①障害者支援システムが、②団体内統合宛名管理機能に、③団体内統合宛名番号付番結果を、④参照する	必須	団体内統合宛名基本情報		○
022104	団体内統合宛名基本情報の照会に伴う団体内統合宛名管理機能への情報照会のための連携インターフェース	①障害者支援システムが、②団体内統合宛名機能に、③団体内統合宛名基本情報の照会に伴い、団体内統合宛名基本情報を、④参照する	必須	団体内統合宛名基本情報		○
022105	申請受付に伴う住民記録システムへの情報照会のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②住民記録システムに、③住基情報を、④照会する		住民基本台帳_住民情報	○	○
022106	申請受付に伴う住民記録システムへの情報照会のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②住民記録システムに、③住基情報(発行抑止情報)を、④照会する	任意	住民基本台帳_抑止設定管理	○	○
022107	受付及び登録に伴う住登外宛名番号管理システムへの情報照会のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②住登外宛名番号管理システムに、③住登外情報を、④照会する			○	○
022108	個人住民税システム	①個人住民税システムが、②個人住民税システムに、③個人住民税情報を、④		個人住民税_個人住民税課税情報	○	○
022109	個人住民税システム			個人住民税_納税義務者情報	○	○
022110	国民健康保険システム	①国民健康保険システムが、②国民健康保険システムに、③国民健康保険システム用のために最新の国民健康保険情報を、④照会する	任意	国民健康保険_国保被保険者資格	○	○
022111	後期高齢者支援システム	①後期高齢者支援システムが、②後期高齢者支援システムに、③後期高齢者支援システム用のために最新の後期高齢者医療保険情報を、④照会する	任意	後期高齢者医療_被保険者情報	○	○
022112	生活保護システム	①生活保護システムが、②生活保護システムに、③生活保護決定世帯情報	任意	生活保護_決定世帯情報	○	○
022113	生活保護システム	①生活保護システムが、②生活保護システムに、③生活保護情報を、④照会		生活保護_決定個人情報	○	○
022114	介護保険システム	①介護保険システムが、②介護保険システムに、③介護保険システム保有情報に最新の介護保険被保険者情報を、④照会する	任意	介護保険_被保険者情報	○	○
022115	介護保険システム	①介護保険システムが、②介護保険システムに、③介護保険システム保有情報に最新の介護保険被保険者情報を、④照会する	任意	介護保険_施設入退所者情報	○	○
022116	介護保険システム			介護保険_要介護認定情報	○	○
022117	子ども・子育て支援情報照会のための連携インターフェース		任意	子ども・子育て支援_支援措置対象者情報	○	○
022118	団体内統合宛名管理機能への情報照会のための連携インターフェース				○	○
022119	申請管理システム		必須		○	○
022120	電子申請システム				○	○
022121	障害者福祉システム		任意		○	○
022122	都道府県別連携					○
022123	障害支援区分情報照会のための連携インターフェース					○
022124	国保連合会への情報照会のための連携インターフェース					○

(確認観点1) 必須/任意
 ①必須5件
 機能要件で実装必須のもの
 ②任意8件
 機能要件で標準オプションのもの
 ③空白11件
 デジタル庁で整備中のもの?

(確認観点2) 連携方法
 ①「リアル連携(API連携)」と「ファイル連携」の両方に○があるもの13件
 マルチベンダを想定すると両方の実装が必要と考えられ、1つのパッケージでは片方でよいため、極力、どちらかに寄せるのがよいのではないかと
 (連携元システム側の規定と整合させる必要があるため、調整が必要)
 ②「リアル連携(API連携)」のみが○のもの4件
 API連携で問題ないか
 ③「ファイル連携」のみが○のもの3件
 1.0版では、外部システムへの連携が該当しているが問題ないか
 ※標準仕様書関連箇所が空白なので、内容が不明である

機能別連携仕様の望ましい仕様の確認 (Output)

○ 「機能別連携仕様(障害者福祉)_Output」の連携IDは、34件存在している。

連携ID	連携機能名Lv1	機能説明	必須/任意	対象データ データ集合名	連携方法	
					リアル連携	ファイル連携
022o01	団体内統合宛番号の付番に伴う宛名情報送信のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②団体内統合宛名機能へ、③団体内統合宛番号の付番に伴い、対象者の宛名情報を、④送信する	必須	団体内統合宛名基本情報	○	
022o02	障害者福祉システム標準仕様書の標準化範囲内にある個別機能システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②障害者福祉システム標準仕様書の標準化範囲内にある個別機能システムに、③身体障害者手帳情報、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳情報を、④提供する			○	
022o03	子ども・子育て支援システム等への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②子ども・子育て支援システム等他システムに、③支援措置対象者情報を、④提供する	任意	支援措置対象者情報	○	
022o04	団体内統合宛名システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②団体内統合宛名システムに、③障害者福祉情報を、④提供する			○	
022o05	マイナポータルびったりサービス等への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②マイナポータルびったりサービス等に、③最新のオンライン申請に対する審査結果等の情報を、④提供する	必須		○	
022o06	電子申請への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②電子申請に、③各種情報を、④提供する			○	
022o07	障害支援区分判定ソフト及び障害支援区分判定システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②判定ソフト障害支援区分判定ソフト及び障害支援区分判定システムに、③最新の申請者情報を、④提供する			○	
022o08	国保連合会への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②国保連合会に、③各種情報を、④提供する			○	
022o09	申請受付に伴う都道府県への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②都道府県に、③最新の判定依頼書等情報を、④提供する			○	○
022o10	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の身体障害者手帳情報を、④提供する	任意	身体障害者手帳情報	○	
022o11	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の身体障害者手帳部位障害情報を、④提供する	任意	身体障害者手帳部位障害情報	○	
022o12	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の療育手帳情報を、④提供する	任意	療育手帳情報	○	
022o13	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の精神障害者保健福祉手帳情報を、④提供する	任意	精神障害者保健福祉手帳情報	○	
022o14	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の国制度手当決定情報を、④提供する	任意	国制度手当決定情報	○	
022o15	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の精神通院医療情報を、④提供する	任意	精神通院医療情報	○	
022o16	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の特別児童扶養手当決定情報を、④提供する	任意	特別児童扶養手当決定情報	○	
022o17	生活保護への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②生活保護システムに、③最新の特別児童扶養手当決定児童情報を、④提供する	任意	特別児童扶養手当決定児童情報	○	
022o18	児童扶養手当への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②児童扶養手当システムに、③最新の障害者福祉情報を、④提供する	任意	身体障害者手帳情報	○	
022o19	軽自動車税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②軽自動車システムに、③最新の身体障害者手帳情報を、④提供する	任意	身体障害者手帳情報	○	
022o20	軽自動車税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②軽自動車システムに、③最新の療育手帳情報を、④提供する	任意	療育手帳情報	○	
022o21	軽自動車税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②軽自動車システムに、③最新の精神障害者保健福祉手帳情報を、④提供する	任意	精神障害者保健福祉手帳情報	○	
022o22	軽自動車税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②軽自動車システムに、③最新の更生医療情報を、④提供する	任意	更生医療情報	○	
022o23	軽自動車税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②軽自動車システムに、③最新の精神通院医療情報を、④提供する	任意	精神通院医療情報	○	
022o24	個人住民税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②個人住民税システムに、③最新の身体障害者手帳情報を、④提供する	任意	身体障害者手帳情報	○	
022o25	個人住民税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②個人住民税システムに、③最新の療育手帳情報を、④提供する	任意	療育手帳情報	○	
022o26	個人住民税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②個人住民税システムに、③最新の精神障害者保健福祉手帳情報を、④提供する	任意	精神障害者保健福祉手帳情報	○	
022o27	個人住民税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②個人住民税システムに、③最新の更生医療情報を、④提供する	任意	更生医療情報	○	
022o28	個人住民税への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②個人住民税システムに、③最新の精神通院医療情報を、④提供する	任意	精神通院医療情報	○	
022o29	介護保険への情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②介護保険システムに、③介護付情報等の提供を行うために高齢福祉連携依頼情報を、④提供する	任意		○	
022o30	子ども・子育て支援システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②子ども・子育て支援システムに、③身体障害者手帳情報を、④提供する	任意	身体障害者手帳情報	○	
022o31	子ども・子育て支援システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②子ども・子育て支援システムに、③身体障害者手帳部位障害情報を、④提供する	任意	身体障害者手帳部位障害情報	○	
022o32	子ども・子育て支援システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②子ども・子育て支援システムに、③療育手帳情報を、④提供する	任意	療育手帳情報	○	
022o33	子ども・子育て支援システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②子ども・子育て支援システムに、③精神障害者保健福祉手帳情報を、④提供する	任意	精神障害者保健福祉手帳情報	○	
022o34	子ども・子育て支援システムへの情報提供のための連携インターフェース	①障害者福祉システムが、②子ども・子育て支援システムに、③特別児童扶養手当決定児童情報を、④提供する	任意	特別児童扶養手当決定児童情報	○	○

(確認観点1) 必須/任意

- ・必須2件
機能要件で実装必須のもの
- ・任意26件
機能要件で標準オプションのもの
- ・空白6件
デジタル庁で整備中のもの?

(確認観点2) 連携方法

①「リアル連携(API連携)」と「ファイル連携」の両方に○があるもの1件
マルチベンダを想定すると両方の実装が必要と考えられ、1つのパッケージでは片方でよいいため、極力、どちらかに寄せるのがよいのではないかと
(連携元システム側の規定と整合させる必要があるため、調整が必要)

②「リアル連携(API連携)」のみが○のもの29件
API連携で問題ないか

③「ファイル連携」のみが○のもの4件
022o29以外は、1.0版では、外部システムへの連携が該当しているが問題ないかと
※標準仕様書関連箇所が空白なので、内容が不明である

1.1.4.APIの業務間の対応関係の整理

Input側とOutput側の対応がわかるようにした方がよい等のご意見を踏まえ、機能別連携仕様の見直し・不備の精査を行うこととします。

構成員の意見

- ✓ 機能別連携仕様の精査並びにフォーマットの変更が必要。**Input定義において、相手方業務のどのインタフェースを呼び出すのか呼び出し先の定義がなく、このままでは具体的なAPI呼び出しを実装できない。**
- ✓ 庁内連携する各業務の**Input側APIが呼び出す想定の手相手業務のOutputAPIのIDの紐づきを明確に**していただきたい。※例として生保仕様書他システム連携に「国民年金システムに、国民年金情報を照会できること。」とあるが機能別連携仕様に定義されていない。”
- ✓ 現状の機能別連携仕様には間違いと思われる部分が多く、再確認が必要である。

対応方針（案）

取り扱い

1-3_仕様書への反映（連携要件）

この部分

内容

機能別連携仕様に関して以下2観点で見直しを行います。①の改版に先立ち、当検討会で案をご提示し、開発や実装に支障がないかを確認したいと考えています（詳細は次ページ以降に記載）。

①様式の見直し観点

- Inputの規定にOutputの連携IDがないため、IFが不明
- Inputの規定はPUSH型においては必要と考えるが、PULL型が基本の現在の仕様には不要。
- Inputに関しては、どの業務のどのIF（連携ID）をどのキー項目を指定して呼び出すのかを明示するべき。

→ 2023年3月末を目途に改版

②不備の精査観点

- 誤記（業務誤りやデータ項目ID誤り）がある
- Input/Outputの整合性がとれていない

→ 2022年12月末を目途に改版